

# 第4次荒尾市男女共同参画計画

令和4年3月

荒尾市



---

# はじめに

---

人口減少の更なる進行と未婚・単独世帯の増加、多発する大規模災害・感染症の流行、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流、多様性の尊重など、目まぐるしく変化していく社会の中で、将来にわたり持続可能で活力ある社会を構築するためには、男女共同参画社会の実現がきわめて重要な課題となっています。

また、少子高齢化の進行により労働力人口が減少し続ける中、働きたいと希望するすべての人が働くことができる社会を実現していくことが、経済社会の安定にもつながっていきます。そのためには、ワーク・ライフ・バランスの推進や、性別役割分担意識の解消など男女共同参画社会の実現に向けた取組が不可欠です。

本市では、これまで、平成15年3月に荒尾市男女共同参画計画「<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男いきいきプラン21」を策定し、平成15年12月に「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」を制定、平成17年1月には「男女共同参画都市」を宣言するなど、男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを着実にやってきたところです。

「第3次荒尾市男女共同参画計画」(平成29年度～令和3年度)の期間が終了するに当たり、荒尾市男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、本市における男女共同参画社会づくりを更に推進するために「第4次荒尾市男女共同参画計画」(令和4年度～令和8年度)をこの度策定いたしました。

この計画は、直近の市民意識調査の結果や国・県の動向、さらには本市におけるこれまでの成果と課題を検証した結果を踏まえたもので、本市の男女共同参画社会づくりの新たな指針となるものです。

また、誰一人として取り残さない社会、すなわち、「すべてのひと」を包摂した社会の実現のため、基本理念を「<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男、すべてのひとがともにいきいき輝くまち」へと改定しました。意思決定部門への女性の参画拡大や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消、SDGsの推進、多様性を尊重する環境の整備など、あらゆる分野における男女共同参画推進に取り組み、すべての市民が性別にかかわらず、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重される社会の実現をめざすことを基本理念としています。

今後とも、男女共同参画社会の実現を目指して、市民、事業者の皆様と協働し、また、関係機関の方々と連携しながら計画を着実に推進してまいります。

最後に、この計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただいた男女共同参画審議会委員並びに関係各位をはじめ、市民意識調査にご協力いただいた市民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和4年3月

荒尾市長 浅田 敏彦

---

# 目次

---

第1章 計画の概要.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 荒尾市の現状.....	2
1 人口動態.....	2
(1) 人口ピラミッド.....	2
(2) 人口の推移.....	2
2 アンケート調査からみる荒尾市の現状.....	4
(1) アンケート調査について.....	4
(2) 調査結果の概要.....	5
第3章 第3次計画の振り返り.....	12
1 第3次計画の重点目標ごとの振り返り.....	12
重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進.....	12
重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革.....	12
重点目標3 安心・安全な暮らしの実現.....	13
重点目標4 推進体制の充実・連携強化.....	13
2 振り返りからみる荒尾市の課題.....	16
(1) 男女平等に関する意識特性.....	16
(2) 固定的性別役割分担意識*と女性の就業継続.....	16
(3) 地域社会における女性の参画.....	16
(4) 男女間における暴力の根絶と「性的少数者（LGBT**等）」.....	16
3 計画策定の背景.....	17
(1) 世界の動き.....	17
(2) 国の動き.....	18
(3) 熊本県の動き.....	21
(4) 荒尾市の取り組み.....	22
第4章 計画の基本理念と体系.....	24
1 基本理念.....	24
2 重点目標.....	25
重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進.....	25
重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識改革・社会基盤の整備.....	25
重点目標3 安心・安全な暮らしの実現.....	25
重点目標4 推進体制の充実・連携強化.....	25
3 計画体系図.....	26

第5章 重点目標と施策の基本方向	28
重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進	28
1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	28
2 就業・雇用の分野における男女共同参画の推進	28
3 地域社会における女性の参画推進	29
重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識改革・社会基盤の整備	30
1 男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進	30
2 仕事と生活の調和（両立）のための多様な柔軟な働き方の支援	30
3 あらゆる学習の場での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	31
重点目標3 安心・安全な暮らしの実現	32
1 男女共同参画視点からの防災力の向上	32
2 生涯を通じた暮らしや健康への支援	32
3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	33
重点目標4 推進体制の充実・連携強化	34
1 市の推進体制の充実	34
2 国際社会の理解とSDGs <sup>*</sup> の推進	34
3 多様性を尊重する環境の整備	34
目標指標	35
第6章 計画の推進	39
1 市における推進体制	39
2 国、県との連携	39
3 企業や各種団体等との連携	39
4 計画の効果検証と継続的な改善（PDCAサイクル）	39
第7章 資料編	40
男女共同参画社会基本法	40
荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例	44
用語の解説	47
<small>※本文中の「※」印については、資料編の用語解説を参照。</small>	
審議会名簿	50



---

# 第1章 計画の概要

---

## 1 策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

本市では、「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」第14条に基づき、平成28年度に「第3次荒尾市男女共同参画計画」を策定しました。

この度、第3次計画が期間満了となったため計画の見直しを行い、令和4年度から令和8年度までの5年間を期間とする「第4次荒尾市男女共同参画計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、「第5次男女共同参画基本計画」（内閣府）、「第5次熊本県男女共同参画計画」（熊本県）を踏まえ、これまでの成果と課題を検証し、本市の男女共同参画社会づくりの新たな指針として策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」第14条に基づき策定するもので、「第6次荒尾市総合計画」を上位計画とし、計画策定にあたっては、これまでの荒尾市男女共同参画計画「女と男いきいきプラン21」、「第2次荒尾市男女共同参画計画」、「第3次荒尾市男女共同参画計画」を継承しつつ、市の関連する諸計画との整合性を図ります。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定による市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項の規定に定める市町村推進計画を包含するものとします。

## 3 計画の期間

「第4次荒尾市男女共同参画計画」の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。